

平成21年度「鯉淵記念母子福祉助成事業」 募集要綱

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

1. 趣旨

母子生活支援施設等には、DV被害や児童虐待を受けた母と子、心身に障害のある母と子など、心理的・経済的に多様な困難な課題のある方が入所しています。こうした母子世帯が主体的に自立を図るためには、生活の営みの支援、生活の場の確保とともに、就労や進学等に対して支援を行っていくことが重要です。

本事業は、こうした現状に鑑み、未来ある母子世帯の自立支援のための助成および母子福祉の推進を図る母子生活支援施設等の実践を向上させることを目的とした研究助成を実施するものです。

本事業は、故 鯉淵鑣子氏より社会福祉法人 全国社会福祉協議会に遺贈された寄付をもとに実施するものです。

2. 助成内容 (詳細は次頁以降参照)

(1) 「母子生活支援施設利用者の就労に関わる資格取得支援助成」

助成対象：母子生活支援施設入所中の母

(2) 「母子生活支援施設等に入所する子等への就学資金助成」

助成対象：母子生活支援施設入所中の子・母子生活支援施設を退所後2年以内の子及び児童養護施設に入所する母子世帯の子

(3) 「母子生活支援施設の先駆的実践に対する研究助成」

助成対象：母子生活支援施設

3. 申請方法

各助成内容ごとに所定の「申請書」に必要事項を記入のうえ、全国社会福祉協議会児童福祉部「鯉淵記念母子福祉助成事業」担当あて提出してください。

4. 申込締切 平成21年2月27日(金)(当日消印有効)

故 鯉淵鑣子(こいぶち かねこ)氏のあゆみと本事業

故 鯉淵鑣子氏は1917(大正6)年、現在の茨城県常総市に生まれました。1941(昭和16)年に夫・次夫氏と結婚されましたが、1946(昭和21)年に次夫氏が戦病死。その後、戦争で夫を亡くした母子の生活改善をめざして、水海道市(当時)に「美葦会(みあしかい)」を発足。美葦会の活動は、後のNHK連続テレビ小説「藍より青く」のモデルとなりました。

その後「全国未亡人団体協議会」(現在の「全国母子寡婦福祉団体協議会」)の設立、「母子及び寡婦福祉法」の制定に尽力。また中央社会福祉審議会委員、郵政審議会委員等を歴任。2005(平成17)年7月に永眠されました。享年87歳。

鯉淵氏には生前から「鯉淵母子福祉作文賞」実施に対するご寄付等、母子福祉の向上のために継続したご支援・ご協力をいただきました。「21世紀が戦争のない、平和な日本であるように」と常に願っていた鯉淵氏から2006(平成18)年に新たに寄せられた本会への遺贈をもとに、本事業を平成19年度より10年間の予定で実施するものです。

(1) 「母子生活支援施設利用者の就労に関わる資格取得支援助成」

① 概要

母子生活支援施設の利用者が地域で自立した生活を営むためには、資格取得をもって就労につなげていくことが有効な手段になります。全国母子生活支援施設実態調査(全母協実施/平成18年)においても、母子生活支援施設に入所中、通学または通信教育により資格を取得された方々のうち、通学等による資格取得が就労に活かされた例は42.8%、通信教育等による資格取得が就労に活かされた例は42.6%にのぼっています。

本助成は、母子生活支援施設利用者の方々の就労と自立を支援することを目的に、母子生活支援施設入所中に就労に関わる資格取得を主体的に進めようとする利用者に対して、各施設が自立支援計画にもとづいて資格取得を支援する場合の支援資金を助成します。

② 助成対象者

母子生活支援施設を利用している母

※DV被害等により困難な課題を抱えて入所されている方が対象です。

③ 助成要件

当該利用者が就労を通じて自立することを目的として取得する資格であれば、通学・通信の種類は問いません(例：運転免許、ホームヘルパー資格、通信制高校・大学等)。平成21年中(平成21年1月から12月)に受講を開始することが必要です。

④ 助成金額・人数

1人あたり10万円以内で、年間90名とします。

※1施設あたりの申込者数は、1年度につき原則2名までとします。

⑤ 申込方法・助成実施までの流れ

様式「申請書(1)」に必要事項を記入のうえ、母子生活支援施設を通じてお申し込みください。

全社協に設置する審査委員会において「申請書」を審査し、当該母子生活支援施設に助成金をお支払いします。

助成を受けた母子生活支援施設においては、当該対象者が所期の目的を達成し、資格を取得した(または教育課程を修了した)時点で、助成金をお渡しください。

資格取得(または教育課程の修了)を証明する書類(写し)と、本人の作文「資格を取得しての所信」(800字程度)を事務局に送付してください。

(2) 母子生活支援施設等に入所する子等への就学資金助成事業

①概要

母子生活支援施設に入所する母子家庭の子、また母子生活支援施設を退所後2年以内の子に対して、高等学校卒業後、大学・専門学校等への進学を希望する際に、入学時の支度金として就学資金を助成します。

また児童養護施設では、母子家庭の子が諸事情により母親との生活を一時的に離れて入所している例もあります。そのため、児童養護施設に入所している母子家庭の子が高等学校卒業後、大学・専門学校等に進学する際も、あわせて本事業において就学資金を助成します。

②助成対象者

- ・母子生活支援施設に入所中の子
- ・母子生活支援施設を退所後2年以内の子
- ・児童養護施設に入所する母子家庭の子

③助成金額・人数

1人あたり20万円を限度とし（助成は1人1回のみとなります）、年間40名に助成します。

④申込方法・助成実施・助成後の流れ

様式「申請書(2)」に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

全社協に設置する審査委員会において「申請書」を審査し、当該母子生活支援施設・児童養護施設に就学資金をお支払いします。

就学資金を受け取った母子生活支援施設・児童養護施設においては、推薦した子が当初の目的に沿って進学する際に、就学資金をお渡しください。

合格・入学を証明する書類(写し)と、本人の作文「進学にあたっての所信」(800字程度)を、事務局に送付してください。

(3) 母子生活支援施設の先駆的実践に対する研究助成事業

①概要

国においては、母子家庭の自立支援・就労支援に向けた各種施策の展開が進められています。また全国の母子生活支援施設においては、多様で困難な課題のある利用者の入所が多くなっています。

そのため、母と子が母子生活支援施設を利用している期間に限らず、退所し地域で自立した生活に移行してからも、母子生活支援施設や関係機関・団体により、母と子の生活課題に対する継続的な支援を行う必要が高まっています。

こうした状況をふまえ、母子生活支援施設が地域の関係機関・団体と連携して、継続的な自立支援を行うこと等を目的にした先駆的な研究・実践に、助成を行います。

②助成対象施設 母子生活支援施設

③助成金額・実施か所数・実施期間

1施設あたり100万円以内とし、年間3施設を限度に助成します。
研究助成事業の実施期間は3年以内とします。

④想定される事業内容(例示)

◆地域の関係機関・団体と協働した、退所後の利用者の継続的な支援・就労支援、子育てとの両立支援体制づくり(就業先等との連携も含む)

例) 母子生活支援施設が、利用者の退所後、定期的に自宅を訪問し、アフターケア・子育て相談支援等を行うとともに、労働・教育・福祉関係者等を構成メンバーとするネットワーク会議を開催し、地域での自立と子育てを支える取り組み。

◆地域の家庭福祉に関する相談支援機能を強化するなど、母子生活支援施設の機能を拡充し、地域の家庭福祉支援の拠点としていく取り組み。

例) 母子生活支援施設が家庭福祉相談の窓口を設けて広く地域住民の相談に応じ、施設機能をもって支援を行うとともに、関係機関・団体の連携により、課題解決に向けた具体的な支援につなぐ取り組み。

⑤申込方法・助成実施・助成後の流れ

様式「申請書(3)」に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

全社協に設置する審査委員会において「申請書」を審査し、当該母子生活支援施設に助成金をお支払いします。

助成を受けた母子生活支援施設においては、事業終了後、所定様式により「事業報告書」を提出していただきます。

助成を受けた母子生活支援施設には、事業成果を「全国母子生活支援施設研究大会」等において報告していただきます。

5. 選考について

全国社会福祉協議会内に「鯉淵記念母子福祉助成事業」運営委員会を設置し、選考を行います。選考結果は、平成20年3月末を目途に申請者に通知します。

〔運営委員会委員〕(敬称略)

林 千代 (社会福祉法人わかさ会 理事長)
岡部 卓 (首都大学東京 都市教養学部 教授)
伊勢 悦子 (全国民生委員児童委員連合会 副会長)
大塩 孝江 (全国母子生活支援施設協議会 副会長)
松尾 武昌 (全国社会福祉協議会 常務理事)

6. 個人情報の取り扱いについて

申請書に記載された個人情報は、本事業の運営管理の目的にのみ使用いたします。

7. 申し込みならびにお問い合わせ先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部
「鯉淵記念母子福祉助成事業」担当：宮崎、山本
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509
Eメール boshi@shakyo.or.jp
※申請書のご希望は、FAX・Eメールでもお受けします。